

人間環境大学学位規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則(以下「学則」という)第42条第4項および人間環境大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第39条の規定に基づき、本学における学位およびその授与に関する必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士および博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第42条第3項の規定に基づき、本学の教育課程を修了し卒業を認定された者に授与する。

(学士の表記)

第4条 学則第42条第3項の規定に基づく学士の学位に付記する専攻分野は、次のとおりとする。

人間環境学部	学士（人間環境学）又は学士（心理学）又は学士（環境科学）
心理学部	学士（心理学）
環境科学部	学士（環境科学）
看護学部	学士（看護学）
松山看護学部	学士（看護学）
総合心理学部	学士（心理学）

(修士および博士の学位授与要件)

第5条 修士および博士の学位は、大学院学則第38条および第39条の規定に基づき、本大学院の修士課程又は博士課程を修了した者に授与する。

(修士および博士の表記)

第6条 大学院学則第39条の規定に基づく修士および博士の学位に付記する専攻分野は、次のとおりとする。

研究科名	修士（学位）	博士（学位）
人間環境学研究科人間環境専攻	修士（人間環境学）	—
看護学研究科看護学専攻	修士（看護学）又は 修士（助産学）	博士（看護学）又は 博士（助産学）
松山看護学研究科看護学専攻	修士（看護学）	博士（看護学）

第2章 学位の授与

(学士の授与)

第7条 学長は、第3条に定める者に対し、教授会の議を経て、学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与は、毎年3月とする。
- 3 前項の学位の授与は9月に行うことができる。

(学士の学位記の様式)

第8条 学士の卒業証書・学位記の様式は、様式第1号に定める。

(修士および博士の授与)

第9条 学長は、第5条に定める者に対し、研究科委員会の議を経て、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 修士又は博士の学位の授与は、毎年3月とする。
- 3 前項の学位の授与は9月に行うことができる。

(修士および博士の学位記の様式)

第10条 修士および博士の学位記の様式は、様式第2号に定める。

第3章 学位の取消

(学位の取消)

第11条 本学において学位を授与された者に、次の事実があったときは、学士の学位については教授会、修士、博士の学位については研究科委員会の議を経て学位の授与を取消し、卒業証書・学位記又は修士、博士の学位記を返付せしめ、かつその旨を公表する。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 栄誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 前項の研究科委員会の議決については、委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意をもって決する。

第4章 その他

(博士論文の公表)

第12条 博士の学位を授与したときは、本学は授与した日から3ヶ月以内に当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 4 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 5 学位授与後に公表する場合は、人間環境大学審査学位論文と明記するものとする。

(論文の保存)

第13条 審査を修了した学位論文は、次のとおり取り扱う。

- (1) 学部の学士の卒業論文は、本学附属図書館または分館で、2年間保管し、閲覧に供する。
- (2) 修士論文および博士論文は、製本し本学附属図書館または分館で、保存し、閲覧に供する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の施行をもって、人間環境大学人間環境学部および大学院人間環境学研究科学位規程、および人間環境大学看護学部および看護学研究科学位規程は廃止する。

ただし、人間環境大学看護学部および看護学研究科学位規程の廃止にかかわらず、第7条第2項について、看護学部の平成27年度入学生には、学士の学位を9月に授与することができる。また、第9条第2項について、看護学研究科の平成27年度入学生には、修士又は博士の学位記を9月に授与することができる。

附則 この規程(改正)は、平成29年4月1日から施行する。

なお、改正後の第9条第3項の規定については、看護学研究科の平成27年度以降入学生に適用する。

附則 この規程(改正)は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、令和5年4月1日から施行する。